

アクティビティノート <第 353 号>

2026 年 6 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

- 1-1 2026 年 6 月度相談受付件数 …… p.2
- 1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3～10

2. ちょっと注目「ヘナは天然でも安心じゃない？」

－ ヘアカラーリング製品の注意（3）－

…… p.11～12

TOPICS

ヘナは天然でも安心じゃない？ － ヘアカラーリング製品の注意（3）－



ヘアカラーリング製品の注意点として、「ヘアカラー」「ブリーチ」に続き、今回は「ヘナ」を取り上げます。「天然だから安心」と思われがちなヘナですが、実際には皮膚トラブルや重いアレルギーが生じた事例も報告されています。ヘナの仕組みとともに、「天然でも安心とは限らない理由」や見落とされがちな注意点を整理します。

『お知らせ』

化学製品 PL 相談センターの 2025 年度の活動報告書を発行しました。

本編（概況、トピックス紹介）、資料編（相談内容および、発信情報をすべて掲載）の 2 部構成です。

下記リンクからご確認ください。

<https://chemical-pl.jp/activity/#annual>

1. 相談業務

1. 1 相談受付件数

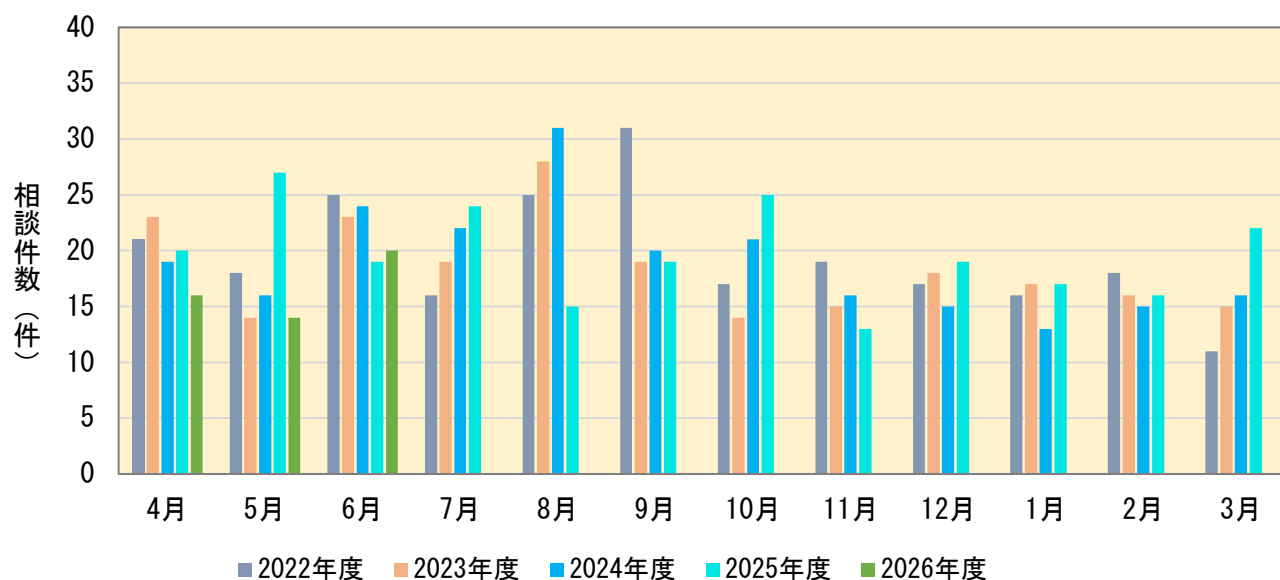
2026 年 6 月度相談受付件数（6/1～6/30 実働：22 日）

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談 等	意見・報告 等	合計	構成比*
消費者・ 消費者団体	1	1	1	7	0	10	50%
消費生活C・ 行政	0	0	1	7	0	8	40%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	10%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	-
合計	1	1	2	16	0	20	
構成比*	5%	5%	10%	80%	-		100%

* 数値の端数処理の関係で合計が 100% とならないことがあります。

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移（2022～2026年度）

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <ネット通販で購入した観葉植物の安全性について> 通販で観葉植物を購入したところ、届いた直後からシンナーのような臭いが強く、部屋中の床やマットや服に臭いが付き、頭痛や目の痛みを感じている。販売元の〇〇に確認したところ、△△と□□という農薬の殺虫剤が使用されていることが判明したが、製品に説明がされていたわけではなかった。すでに観葉植物は返品と返金をしているが、臭いはまだ消えず、今週末に清掃業者に掃除をしてもらう予定である。かなりの実害が発生しており、販売元と今後どのように交渉をすればよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから教えてもらった。〈消費者〉

⇒農薬は農薬取締法に基づき登録されており、有効成分ごとに安全性や有効性の評価が行われています。また、製品ごとに注意事項や使用方法が定められています。販売元から説明のあった△△および□□はいずれも農業・園芸で使われている殺虫剤です。しかしながら、当センターでは実際の使用状況や観葉植物から発生した臭気の原因、また体調不良との関連について判断することはできません。すでに販売元〇〇から返品・返金の対応を受けているとのことですが、清掃費用などについてのお考えがある場合は、その内容を販売元に伝え、見解を確認されてはいかがでしょうか。なお、製品の欠陥および体調不良との因果関係を客観的に示すことが難しい場合があります。体調に不安がある場合は医療機関を受診されることをおすすめします。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <水筒のゴムパッキンの臭い移りについて> 昨年夏に〇〇社の水筒を購入し、お茶と氷を入れ、しばらくしてから飲むとお茶がゴムの臭いになり味も変わっていた。一旦使用をやめ、今年また使い始めたところ、昨年同様ゴムの臭いがお茶に移り、味も変わっている。メーカーに問い合わせ、新しい物に交換してもらったが、また同じ臭いがしている。今まで〇〇社の別の製品を愛用していたことがあるが、このようなことは起きなかった。お茶の味が変わるほどなので健康被害も心配。臭いの原因はシリコン製のゴムパッキンらしく、メーカーに原因を問い合わせ中であるが、当センターで原因の分析をしてもらえないか。化学製品PL相談センターは消費生活Cから紹介してもらった。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の調査・分析などは実施しておりません。一般的に食品に用いられる器具・容器包装は、食品衛生法のポジティブリスト制度により、安全性が確認された物質のみが使用できる仕組みになっています。またシリコン樹脂は耐熱性や柔軟性に優

れる便利な素材ですが、匂いが染み込みやすく残ることがあります。一方で、今回のように新品や交換品でも同様の臭いが認められる場合には、製品固有の臭いである可能性も考えられます。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています（<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>）。ご自身でテスト機関に依頼することも可能ですが、費用も手間もかなりかかると思われます。すでに問い合わせしている製造元の回答をお待ちになるのはいかがでしょうか。

◆ 一般相談

- ◆ ＜食品に混入した異物の安全性について＞ 「2週間前にお店で購入した団子にゴムの破片が混入していて、5才の子供が食べてしまった。製造元に確認したら、クロロブレンゴムが混入した可能性があると言われた。現時点で体調不良はないが、クロロブレンゴムは体内に入った場合、問題はないのか知りたい」という相談を母親から受けている。安全性についての知見はないか。

＜消費生活＞

⇒当センターでは個別の製品の安全性等の詳細情報は持ち合わせておりません。クロロブレンゴムは、耐熱性や耐油性、耐久性などに優れた合成ゴムで、製造ラインにおけるパッキン（シール材）や、ウェットスーツなど幅広い用途で使用されるゴムです。誤って飲み込んだ場合、喉で詰まるなどの問題がなければ、体内で消化も吸収されずに体外に排出されると考えられています。すでに2週間経過して体調不良も確認されていないことから、過度に心配されることはないと考えます。

- ◆ ＜縮毛矯正と腎機能障害の関連について＞ 「娘が縮毛矯正を行った後、お腹が痛くて病院にいったら、尿管が詰まったといわれた。ネットで調べたら、縮毛矯正と腎機能障害に因果関係があると海外で言われていることを知った。本当か」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで知見はないか。＜消費生活＞

⇒一般に、縮毛矯正は、医薬部外品であるパーマ剤とアイロンなどの熱で毛髪をストレートに伸ばす施術です。毛髪内部のシステイン結合を化学的に切断し、毛髪をストレートに伸ばしてから再結合させます。パーマ剤と腎障害の関係性について知見はありません。また、海外ではグリオキシル酸を用いた美容室での毛髪をストレートにする施術が原因で、急性腎障害を発症したと考えられる症例報告があるようですが、当センターでは腎障害を含め、医学的な判断は行えません。施術された成分を確認した上で、医師に相談をされてはいかがでしょうか。

- ◆ ＜ネット購入の化粧品のニオイについて＞ 「〇〇社の敏感肌用の日焼け止めを店頭テスターで試してから、ネットモール△△のショップで購入した。届いた製品が試したものとニオイが異なる気がしたので、購入したサイトに問い合わせたが正規品であると回答され、対応してくれない。〇〇社にも確認したが、製造番号から製造後1年以内のものであると説明されたが、製品に不安がある」との相談を受けている。このような場合、メーカーは調査をしてくれないのだろうか。＜消費生活＞

⇒無香料の化粧品であっても、配合原料に由来するニオイを感じることがあります。また、原料にはロット差があるため、製造時期によってニオイの感じ方が異なる場合があります。さらに、製造後の保管環境によっては、高温等の影響によりニオイが変化することもあります。一方、ニオイの違いのみから製品の異常や品質上の問題の有無を判断することは困難です。メーカーには安全な製品を提供する責任がありますが、個々の申し出に対して製品調査を実施することを義務付ける一般的な法令上の規定はなく、調査を行うかどうかは、申し出内容や製品の状態、健康被害の有無などを踏まえて事業者が判断することになります。なお、インターネット通販では、メーカーの正規以外の流通経路を通じて販売された製品である可能性もあります。その場合、メーカーが流通経路や保管状況を確認できず、十分な調査が困難となることがあります。相談者が不安を感じる場合は、メーカーに対して調査を希望する旨を改めて伝え、対応の可否を確認するよう案内してはいかがでしょうか。

- ◆ <化粧品類の海外への送付について> 「〇〇社の△△という拭き取り用の化粧水を海外に送るために、〇〇社に成分を確認した。エタノールが24%以下で航空法上の危険物に該当しないこと、引火点は60℃以下であることを記載した書類を入手して郵便局に持参したら、引火点が60℃以下なので発送できないといわれた。航空法上の危険物に該当しないのにどうして送れないのか」との相談を受けている。どのように考えればよいか。〈消費生活C〉

⇒〇〇社から入手した資料では、当該製品は航空法上の危険物に該当しないと説明されていますが、危険物への該当性の判断と、国際郵便として発送できるかどうかの判断基準は必ずしも同一ではありません。国際郵便の引受可否については、日本郵便が定める基準に基づいて判断されます。日本郵便では、引火点60℃以下の液体については送付できない危険物の例として取り扱っているため、「航空法上の危険物に該当しない」とされる製品であっても、国際郵便では引受けが認められない場合があります。

- ◆ <モバイルバッテリーの調査について> 「〇〇社製のモバイルバッテリーでパソコンを充電したらパソコンが故障してしまった。購入してから1年しか経過しておらず、問題があるのではないかと。また、原因を調査してくれる機関はないか探している」と相談を受けている。何か知見はないか。〈消費生活C〉

⇒当センターは、化学製品の相談センターであり、モバイルバッテリーやパソコンの故障原因についての技術的な判断はいたしかねます。調査を希望されているのであれば、まずはモバイルバッテリーのメーカーに直接申し出て、製品の確認や調査が可能か相談するように案内してはいかがでしょうか。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイトでは「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています（<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>）。調査には費用や手間がかかる場合があること、また製品の欠陥とパソコンの故障との因果関係を客観的に示すことが難しい場合があることについて、あわせて相談者に伝えてはいかがでしょうか。

- ◆ <苛性ソーダの廃棄方法について> 「手作り石鹸を作るために購入してあった苛性ソーダが大

匙10杯ほど残ってしまった。廃棄したくて自治体や近所の薬局に問い合わせたが、引き取れないと言われてしまった。処分方法に困っている。何か方法はないか」という相談を受けている。アドバイスできることはないか。〈消費生活〉

⇒苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)は劇物に該当し、一般の家庭ごみとして廃棄することは適切ではありません。個人が保有している場合の処分については、自治体による回収や、専門の処理業者に委託することが基本となります。そのため、まずはお住まいの自治体に改めて相談し、それでも対応が難しい場合は、都道府県のごみ・リサイクルなどの担当部署、保健所や行政の環境課に相談してみてもいいかもしれません。購入したメーカーが分かるようでしたら、回収や処分方法について問い合わせるのも方法のひとつです。

- ◆ 〈近隣で噴霧された物質の成分について〉 賃貸マンションに住んでいる住人から、「隣の住人が、自宅のベランダの仕切り板や玄関ドアの隙間から何かを噴霧している。警察に相談したところ、証拠がないので対応できないと言われたが、噴霧された液体の痕跡があるので、それが何か調べて欲しい」と言われている。どこか対応してくれる機関はないか。化学製品PL相談センターは、相談者がネットで調べてきた。〈行政〉

⇒当センターでは、個別の製品に使われている成分の詳細や安全性に関する情報は持ち合わせておらず、個別の製品の調査・分析などは実施しておりません。独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>)。ただし、費用や手間がかかる場合があり、また、分析によって物質の種類が判明したとしても、噴霧行為の有無や責任の所在の判断につながるとは限りません。なお、本件は近隣住民とのトラブルや権利関係に関わる内容でもあるため、必要に応じて弁護士等による法律相談の利用をご検討いただくことも一案です。

- ◆ 〈塩素系漂白剤の容器に別製品を詰め替えた場合の安全性について〉 塩素系漂白剤〇〇のスプレー容器に、誤ってアルコール除菌剤△△を詰め替えてしまった。〇〇の容器に「まぜるな危険」と表示がされており、心配になった。ガスが出たりはしておらず、気分が悪くもならない。廃棄した方がよいか。〈消費者〉

⇒「まぜるな危険」とは、塩素系の漂白剤やカビ取り剤などと、酸性タイプの洗浄剤などが混ざると、有害な塩素ガスが発生するおそれがあるため、混合して使用してはいけないことを示す表示です(https://chemical-pl.jp/faq/labeling_mazeruna/)。塩素系漂白剤の主成分である次亜塩素酸ナトリウムは、その他に、レモンや食酢などの酸性の食品や、クエン酸、アルコールなどと混合した場合にも、塩素ガスが発生することがあります。今回、容器内に多少、次亜塩素酸ナトリウムが残っている可能性はありますが、体調に問題がないということであれば、過度に心配される必要はないと思われます。ただし、次亜塩素酸ナトリウムは、他の成分と触れると分解して酸素などのガスを発生することがあります。そのままにしておくと容器の内圧が高くなり、破損や内容物の噴出につながる可能性もあるので、そのまま保管することは避けたほうが良いでしょう。換気をして、中身は多量の水で十分に希釈しながら廃棄されることをおすすめします。

- ◆ <塩素系カビ取り剤の安全性について> 数か月前、お風呂掃除の時に塩素系カビ取り剤〇〇を使用した。その際、液が手についてしまったので、すぐに石鹼で洗って水でよく洗い流したが、指のヌルヌルがなかなか取れなかった。その後、その指で洗濯機の蓋やペットなどを触ってしまった。AIで調べたところ、手を洗っても成分が残るので触った対象物にもついている可能性があるといわれた。触れたものにも〇〇の成分が付着したのではないかと心配である。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒〇〇は次亜塩素酸ナトリウムを主成分としたカビ取り剤です。液はアルカリ性のため、手指につくと皮膚表面のタンパク質や脂質に作用するため、ぬるつきを感じる場合があります。ぬるつき感は、製品そのものが残っているというより、皮膚表面が一時的に変化したことによるものであり、すぐには消えない場合があります。お伺いした内容から、すぐに手を石鹼と流水で洗っていることから、〇〇の成分が手指に残っている可能性は低いと考えます。そのため、その後に触れた物やペットに影響が出る可能性も低いと考えられるため、過度に心配されることはないと思われます。

- ◆ <掃除用シートの安全性について> 3日前に〇〇社のドライタイプの掃除シートでエアコン内部を掃除した。その後、製品に流動パラフィンが含まれていることを知り気になっている。まだ掃除後にエアコンを使用していないが、エアコンを使用した時に流動パラフィンが身体に影響して何か症状が出たりしないか心配である。メーカーに問い合わせしたがつながらなかった。化学製品PL相談センターをネットで調べた。〈消費者〉

⇒〇〇社の開示されている情報によると、流動パラフィンとは小さなホコリ等の吸着剤の働きをするために使われているようです。流動パラフィンとは、主に炭素数15～40程度の飽和炭化水素からなる混合物で、より炭素数の小さい炭化水素に比べて揮発しにくい性質があります。また、適切に精製されたものは皮膚への刺激性も低く、化粧品や医薬品、家庭用品などに広く使用されています。しかし、当センターでは、個別の製品に使われている成分の詳細や安全性に関する情報は持ち合わせておりません。ご不安であれば、メーカーに直接相談されることをおすすめします。

- ◆ <フッ素樹脂加工のフライパンの過加熱による安全性について> 今朝、フッ素樹脂加工の小さなフライパンでじゃが芋のスライスを調理していたが、目を離してしまい、20分程熱した状態になってしまった。気付いたらキッチンに臭いが充満していたため、すぐに換気をし、しばらく別の部屋に避難をした。現在のところ息苦しさなどの体調不良はないが、健康への影響が心配である。朝から換気はしているが、何時間位すればよいか。〈消費者〉

⇒フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはフッ素樹脂が熱で分解することはないとされています。ただし、鍋を空焚きなどで加熱し過ぎた際に生じる熱分解生成物を吸入すると一過性のインフルエンザに似た症状（発熱、悪寒、疲労感、筋肉痛、関節痛、頭痛など）を生じることが報告されています。（食品安全委員会フッ素樹脂ファクトシート：https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf）。なお、今回は食材を調理中の加熱であり、臭いの原因が食品や油脂の焦げによるものであった可能性も考えられます。実際の加熱温度は不明であり、フッ素樹脂が熱分解したかどうかを判断することは困難です。体調不良

も認められず、すでに換気を半日以上行っていることから、過度に心配する必要はないと考えられます。念のため、1～2日程度は体調の変化に注意し、咳、呼吸の異常、発熱などの症状が現れた場合には、医師にご相談ください。

- ◆ <ベリリウムの安全性について> 振動板にベリリウムが使用されているスピーカーの購入を検討しているが、ベリリウムは身体に悪い影響があると聞いた。居室で使用するの、悪影響がでないかと不安である。安全性はどのように考えたらよいのか。化学製品PL相談センターは、ネットで調べた。〈消費者〉

⇒ベリリウム(Be)は原子番号4の元素です。非常に軽く硬い特長があり、振動が伝わる速度が速いため、スピーカーの振動板などに使用されることがあります。一方、ベリリウムは粉じんとして吸入した場合、肺障害などの健康影響を生じる恐れがあるため、製造や加工などの現場では取り扱いに注意が必要な物質とされています（職場の安全サイトモデルSDS：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/0190.html>）。しかし、スピーカーとして完成された製品においては、ベリリウムは固体の部品として固定されており、通常の使用状態で粉じんが発生・吸入されることは想定されません。このため、このため、製品を分解・加工したり、破損した状態で取り扱ったりするような特別な場合を除けば、居室で通常使用する範囲では、ベリリウムによる健康影響を心配する必要はないと考えられます。

- ◆ <農薬の希釈方法について> 家庭菜園で、キウイフルーツに〇〇社の△△という農薬を使いたいが、使用方法がわからない。表示には濃度が1-5ppmと記載されているがどうやって希釈すればよいのか。農薬に記載されている電話番号にかけてもつながらない。化学製品PL相談センターは、〇〇社のサイトから調べていくうちに見つけた。〈消費者〉

⇒ppmとは100万分の1の濃度を表し、水溶液の場合は一般的に1L中に1mgの成分が含まれる濃度に相当します。ただし、実際の希釈倍率は製剤中の有効成分濃度によって異なるため、単純に100万倍に希釈すればよいというものではありません。なお、△△は植物成長調整剤であり、使用時期や使用濃度によって効果が大きく左右されることがあります。農薬は登録内容に従って使用する必要があるため、具体的な希釈方法についてはメーカーに確認されることをおすすめします。

- ◆ <ナフサ不足について> ナフサが不足していると知人から聞いたが、ポリエステルで作られている衣類や帽子や傘などを気に入り使用しているので、なくなるととても困る。本当になくなってしまふのかが知りたい。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒ナフサは、原油を精製する過程で得られる軽質の石油製品です。ナフサは原油を精製する際に必ず生産されるもので、国内供給量の約4割は国内で原油を精製して作っています。残りの6割は、それに加えて、ナフサ自体を中東やアメリカ、アルジェリア、ペルーなど海外から輸入しています（<https://journal.meti.go.jp/keizaiword/46232/>）。このように、供給源が国内外に分散されていることから、現時点でナフサ不足により、ポリエステル製の衣類や帽子、傘などがなくなってしまうという状況ではありません。一方で、天然の化石資源である原油から取り出すものであるため、資源には限りがあります。報道によると、現在の国際情勢の中、国内においては、ガソリンなどと同様に、社会生活に支障がないよう石

油関連製品の安定供給に向けた取り組みが進められています。

- ◆ <業務用トイレ用洗剤の取り扱いの安全性について> 昨日、清掃業者のトイレ掃除研修で、原液を薄めた青色のトイレ用洗剤とペットボトルに入ったブリーチを同時に使うように指示された。使用した洗剤の容器にはラベルがなく、中身が何かは教えてもらえなかった。ブリーチは他の洗剤と混ぜてはいけないと思っていたので、体調が悪くなることはなかったが心配になった。使い方に問題があるのではないか。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈事業者〉

⇒労働安全衛生法では化学物質の取り扱い等を行う際、事業者はリスクアセスメントを実施し、ラベル表示などを通じて危険性や有害性の情報を労働者に提供・周知する義務があるとされています。今回使用された洗剤の内容や危険性・有害性については、当センターではわかりかねますので清掃業者に確認をしてください。なお、一般的にブリーチは次亜塩素酸ナトリウムを主な洗浄成分とする洗浄剤であり、酸性の洗浄剤などと混ぜると塩素ガスが発生するおそれがあり危険です。使用する際は、単独で使用し、その後しっかり洗い流した後にトイレ用洗剤を使用するなど分けて使用することをおすすめします。

- ◆ <化学産業におけるPL対策ガイドラインについて> 現在、自社製品のラベルを見直しており、過去のラベル表示の経緯などを確認している。日化協で発行している化学産業におけるPL対策ガイドラインの冊子を閲覧したい。〈事業者〉

⇒ご希望の冊子は、日本化学工業協会において、国内で製造物責任（PL）法が施行された1995年に刊行され、2013年には改訂版が刊行されています。いずれも同協会の会員企業に配布された資料ですが、現在は絶版となっています。なお、同ガイドラインで扱われていた主な内容については、PL法は消費者庁「PL法逐条解説(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations)」、製品表示はJIS Z 7253:2025「GHSに基づく化学品の危険有害性の情報伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」、社内体制の整備は経済産業省「リスクアセスメント・ハンドブック (https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.html)」などの公的資料で確認することができます。これらの資料をご参照いただくことで、現在の制度に基づく取組内容をご確認いただけます。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <化学物質過敏症の相談対応について> 化学物質過敏症で近隣の柔軟剤のニオイについて悩んでいる消費者からの相談を受けている。すでに話をし納得され、一旦対応は終了したが、このような相談を化学製品PL相談センターで対応してもらうことは可能か。また他に相談できる機関があれば教えて欲しい。〈消費生活C〉

⇒当センターにも、柔軟仕上げ剤や洗剤のニオイなどによって体調不良を感じるといった相談が継続的に寄せられており、まずは相談者のつらさや困り感を受け止め、寄り添った対応を心がけています。また、消費者庁など関連省庁がポスター (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_260514_01.p

df) を作成し啓発していること、内容（使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なことなど）を説明しています。個別事案について当センターが明確な解決策を示すことは困難ですが、月次報告（アクティビティノート<https://chemical-pl.jp/activity/>）および年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図っていくことをお伝えしています。他の機関の紹介は行っておらず、体調については医療機関に相談することをおすすめしています。

- ◆ <柔軟剤のニオイ除去について> 化学物質過敏症で柔軟剤のニオイに悩まされている。空気清浄機を3台設置し、家の中に入ってきたニオイへの対策をしている。外部からニオイが入ってこないようにしたくて、家の管理会社にも相談しているところだが、性能のよい活性炭フィルターを教えてもらうことは可能か。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉
⇒当センターでは、個別の製品のご紹介はしておりません。外部からのニオイを完全に遮断することは、難しいと考えますが、給気口用の活性炭フィルターもいろいろ販売されているようです。種類により、どの程度除去するかはさまざまなので、販売店で相談をされてはいかがでしょうか。



ヘナは天然でも安心じゃない？

－ ヘアカラーリング製品の注意（3） －

ヘアカラーリング製品について、これまで「ヘアカラー」「ヘアブリーチ」を取り上げてきました。当センターにも、「植物由来で安心だと思いヘナで染めたら、頭皮がかぶれてしまった」という相談が寄せられています。第3弾となる今回は、「植物由来で安心」というイメージで知られる「ヘナ」の仕組みと、今、特に注意したい思わぬリスクについて取り上げます。

■ ヘナとはどんな植物か

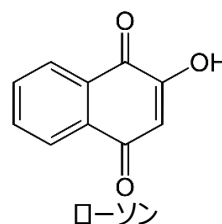
ヘナ（ヘンナ、学名：Lawsonia inermis、日本名：指甲花（シコウカ）、ツマクレンアイノキ）は、ミソハギ科の植物で、インドや中東を原産とする低木です。ミソハギ科は、ちょうど今頃、街路樹などで鮮やかな花を咲かせるサルズベリ（百日紅）や、果実でおなじみのザクロなどと同じ仲間です。その歴史は非常に古く、古代エジプト時代から染料として使われていたとされ、クレオパトラが爪や髪を染めていたという話も伝えられています。現在でも、南アジアや中東では、結婚式などの祝い事に手足へのヘナタトゥー（メヘンディアート）を施す習慣が続いています。



ヘナ（イメージ）

■ ヘナが髪を染める仕組み — ローソンとケラチンの結合

ヘナの葉には、ローソン（lawsone）という赤橙色の色素成分が含まれています。化学的には2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノンと呼ばれ、ナフトキノン骨格を持つ化合物です。



このローソンが髪を染める仕組みは、ヘアカラー（染毛剤）とは異なります。ヘアカラーは毛髪内部でアルカリ剤と酸化剤を作用させ、酸化反応によって発色します。一方、ローソンはキノン構造を持ち、毛髪を構成するケラチンタンパク質中のアミノ基などと反応し、毛髪に定着します。その結果、毛髪が赤橙色に染まります。ただし、実際の発色の見え方は、髪にもともと存在するメラニン色素の量に大きく左右されます。そのため、白髪やブリーチ毛などでは赤橙色が現れやすい一方、黒髪では色の変化はあまり目立ちません。また、ヘナには脱色作用がないため、黒髪を明るくすることはできません。

■ 黒く染めるために — インディゴとの組み合わせ

ヘナを使って毛髪を黒や茶色に仕上げるためには、別の工夫が必要です。黒く染めるためには、インディゴ（藍）との組み合わせが使われます。インディゴはジーンズの青としてもおなじみの染料で、古くから布や髪を青く染めるために世界中で利用されてきました。インディゴは塗布後、空気中の酸素により酸化されて青色に発色し、その後時間とともに色が深まっていきます。この青色とヘナの赤橙色が重なることで、茶色から黒に近い色に仕上がります。このように、ヘナとインディゴの組み合わせは、酸化染料を使わずに黒系の色を表現できる方法として注目されています。

■ 「染毛剤」ではなく「染毛料」

ヘナを用いた製品は、毛髪内部で酸化反応を伴わないため、薬機法上は化粧品の「染毛料」に分類されます。以前取り上げた染毛剤（ヘアカラー）のような医薬部外品ではありません。ただし、天然植物由来の成分であっても、体質によってはヘナに含まれる成分が肌にあわず、かぶれなどの皮膚トラブルやアレルギーを生じることがあります。厚生労働省の行政通知に基づき、業界団体（日本化粧品工業会など）の自主基準でも、ヘナ製品の容器や説明書には「使用前に必ず皮膚試験（パッチテスト）を行うこと」の表示が求められています。「植物由来だから安心」と過信することは禁物です。

■ 「かつら用」に潜む思わぬリスク

さらに注意が必要なのが、「かつら用（ウィッグ用）」として販売されているヘナ製品です。人の頭髮に使用する染毛料（化粧品）と異なり、かつら用として販売される製品は、薬機法の対象となる化粧品ではなく、「雑貨」として販売されています。こうした製品の中には、酸化染料（ジアミン系成分など）が含まれているものも確認されています。

2026 年 5 月、国民生活センターは、かつら用のヘナ製品を頭髮に使用したことでアナフィラキシーショックを発症した事例が発生したとして、注意喚起を行いました。雑貨として販売されている製品は、人体への使用を前提とした化粧品のような安全性の確認や全成分表示が義務付けられていません。そのため、一般消費者だけでなく、一部の美容現場でも、「ヘナ＝安全」という思い込みから、成分を確認しないまま「かつら用製品」を頭髮に使用し、トラブルとなるケースが報告されています。

■ まとめ：ヘナを使うときに確認したいこと

ヘナは長い歴史を持つ天然染料ですが、「植物由来だから安心」と思い込んでしまうのは危険です。

- ・ ヘナを配合した染毛料（化粧品）は、使用前にパッチテストを行いましょ。
- ・ 「かつら用」「ウィッグ用」のヘナ製品を頭髮に使用することは避けましょ。
- ・ 製品を購入・使用、また施術を受ける際は、「頭髮用」の化粧品または医薬部外品として販売されているものかどうかを確認しましょ。
- ・ 使用後に皮膚の異常（かゆみ・赤みなど）が現れた場合は、すぐに使用を中止し、皮膚科を受診してください。

ヘナやインディゴは、染毛剤とは異なり、化学的な酸化反応を伴わずに髪を彩る「染毛料」です。しかし、天然成分であっても体質によってはアレルギーを引き起こす可能性は十分にあります。これまでのヘアカラーやブリーチ、そして今回のヘナなど、それぞれの特徴やリスクを正しく理解し、ご自身の体質や肌の状態に合ったカラーリング剤を選ぶことで、安全に自分らしい髪色を楽しんでください。

参考にした情報

- ・ 国民生活センター「酸化染料を含むヘナ製品によるアナフィラキシーが発生 かつら用の製品を頭髮に使ってはいけません」（2026 年 5 月 20 日）https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260520_2.html
- ・ 国民生活センター「ヘナ配合の白髪染めをうたった商品－染毛効果を中心に－」（2006 年 9 月）https://warp.ndl.go.jp/web/20200117171034/http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20060906_1.html

※ 本稿中のヘナのイラストは生成 AI により作成しました。

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物など当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・お申し込みはE-mail (pl@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)のTEL・E-mailアドレス
- ※個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：伊東(イトウ))



化学製品PL相談センター

<https://chemical-pl.jp>

ウェブサイトが新しくなりました



アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://chemical-pl.jp/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。